

墨田区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和4年11月30日

墨田区長 山 本 亨

墨田区条例第45号

墨田区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 墨田区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和31年墨田区条例第17号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「及び12月」を削り、「165.5」の次に「、12月に支給する場合においては100分の173.5」を加える。

第2条 墨田区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「3月1日、」を削り、同条第2項中「、3月に支給する場合においては100分の25、6月に支給する場合においては100分の165.5、12月に支給する場合においては100分の173.5」を「100分の182」に、「3月以内（基準日が12月1日であるときは、6月以内）」を「6月以内」に改め、同項の表を次のように改める。

在職期間	割合
6月	100分の100
3月以上6月未満	100分の60
3月未満	100分の30

付 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和5年4月1日から施行する。